

令和7年度所有者不明農地対策事業 取組事例及び参考資料

令和8年3月

岩手県農業会議

目次

	頁
1 支援地域の取組事例	
1 花巻市	1
2 奥州市	5
3 金ヶ崎町	9
2 支援地域以外の取組事例	
1 盛岡市	15
2 一関市	17
3 陸前高田市	19
4 雫石町	20
5 葛巻町	21
3 参考資料1 所有者不明農地制度のフロー	
1 機構法に基づくフロー	23
2 農地法に基づくフロー	26
4 参考資料2	
相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会例	29

所有者不明農地の解消の取組事例（支援助地域）

花巻市・太田

<p>【当該地域の所有者不明農地の概要】</p> <p>農地所有者の死亡と相続放棄に伴い所有者不明となった遊休農地について、地域内の法人等から借入希望があり、農地バンクによる所有者不明農地借入事業を活用し、利用権設定しようとするもの。</p> <p>A法人は、以前より、B氏（80代）が所有する田9筆（12,387㎡）を借りて稲作を行っている（令和9年12月まで）。令和5年10月にB氏が死亡し、全ての相続人が相続放棄した。現在借り入れをしていないB氏所有の農地10筆（20,347㎡）に関し、A法人より借り入れ希望があったため、農地法による機構への権利設定に取り組むこととなった。</p> <p>調べていくと農地10筆の内、2筆は誰かが耕作していることが判明し、耕作者を特定した結果、C法人であることがわかり、その法人も今後とも耕作希望であることが確認できた。</p>		
当該農地の概要	所有者が死亡し、全ての相続人が相続放棄	
筆数や面積	10筆、2ha	
<p>【簡潔な取組実績スケジュール】</p> <p>詳細は別添1参照</p>	探索	2か月
	公示	2か月
	促進計画認可手続	未実施
<p>【支援助地域の地図・航空写真等を掲載】</p> <p>別添2参照</p>		

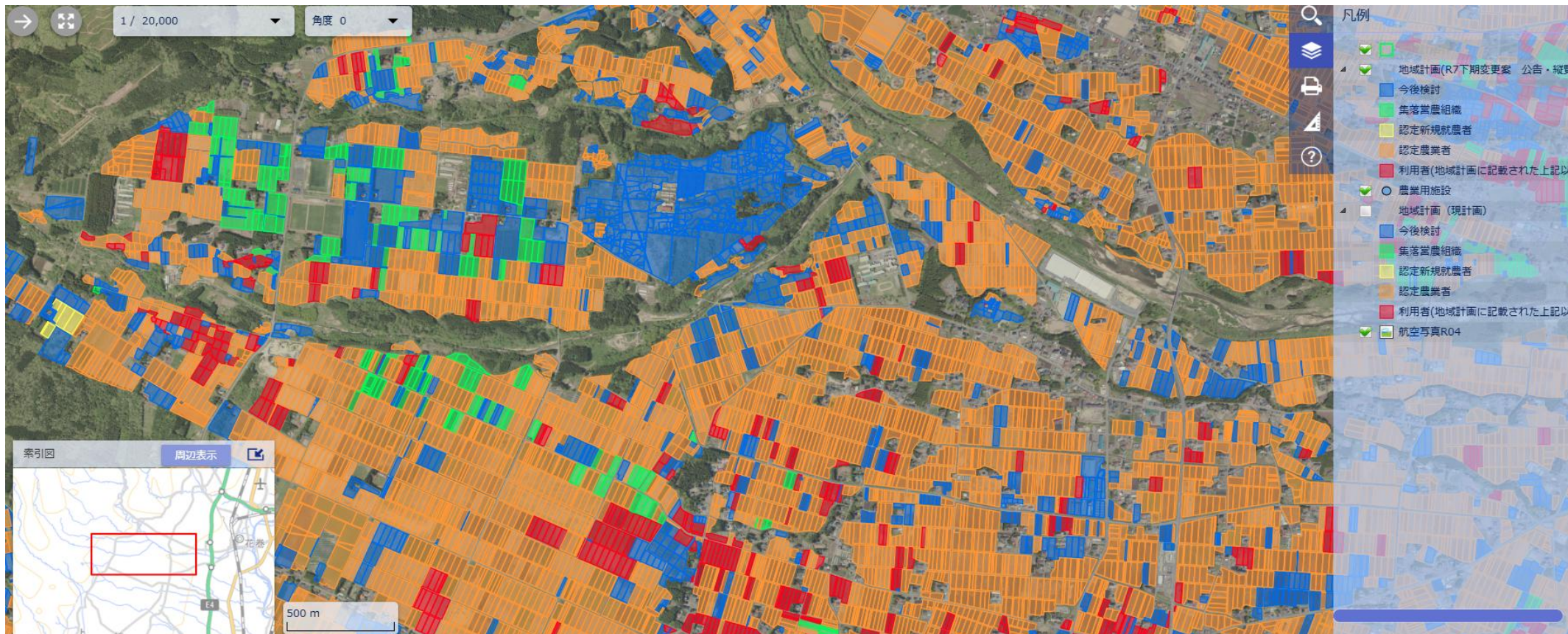
<p>【農業委員会の取組内容、農業会議の支援内容】</p>	
農業委員会の取組内容	探索、根抵当権調査、相続関係図・相続放棄申述の確認、一部農地の耕作者確認
農業会議の支援内容	所有者不明農地制度に関する助言、関係者打合せ、一部農地の耕作者確認に関する相談対応、ロードマップの進捗確認
解消の結果	令和8年3月時点で、申出が無かった旨の機構への通知に関する農業公社との事前調整まで進んだが、まだ解消には至っていない。
解消のポイント	農業委員会による借入希望者との調整
解消に当たった課題・支障となった点	一部農地の耕作者がわからず、確認に時間を要した点、
農業委員会の声	相続人の探索に関しては、固定資産税課税課の協力により確認（相続財産法人化）が速やかに行えた。 資産税部局と相続状況について情報共有することで、今後も探索がスムーズに行えると感じた。

番号	地域内における所有者不明農地		所有者不明農地の状況（農地の集積・集約化への支障）		最終目標	
	所在	面積 (ha)	状況（支障区分）	具体的な状況		
1	花巻市太田	合計 2.0ha	遊休農地化	令和7年8月に所有者不明農地の一部をこれまで耕作していた者（地域計画の受け手）から、他の相続未登記農地の借受の相談があり、相続人が不存在との情報提供があった。当該農地については、遊休農地化（緑区分）しており、近隣に鹿等の有害鳥獣の出入りがあることから早急に解消する必要がある。	令和9年2月までに、相談者（耕作希望者）に所有者不明農地制度により、利用権を設定	
支障状況区分	解消に向けた取組の内容					備考
	実施時期	農業委員会の取組		農業会議の支援・取組	その他関係機関の連携・協力	
		取組内容	手法			
所有者・相続人探索	8/19	借受希望者（法人の役員）から相談あり	農業委員会窓口で対応			
	9/3～9/22	登記簿謄本の収集・情報整理	農業委員会が公用請求			全筆終了（9月22日）
	9/8	根抵当権調査	農業委員会が照会		JA等が情報提供	全筆終了（9月26日）
	9/19～10/29	戸籍等の収集・情報整理	農業委員会が公用請求			全筆終了（10月29日）
	10/29	相続関係図・相続放棄申述の確認	花巻市資産税課より情報提供有			全筆終了（10月29日）
	11/13	現地確認	農業委員会が調査			全筆終了（11月13日）
	11/17	支援内容の確認	相談	関係者打合せ		
	12/19～2月	一部農地の耕作者確認	農業委員会が照会・確認	必要に応じ相談対応		
農地利用の同意取付	11/10	農地利用（バンク事業）に関する同意取り付け	農業委員会窓口で対応		農地バンクが将来利用権設定	全筆終了（11月10日）
	11/25	所有者不明農地の公示	農業委員会による公示手続き			
	2/12・2/16	一部農地の耕作者（法人）から相談	農業委員会窓口・電話で対応			
	3/5	一部農地の耕作者（法人）と事前協議	農業委員会が対応	必要に応じ相談対応		
	3月中	借受希望者と事前協議	農業委員会が対応			
	4月1日予定	申出が無かった旨を機構に通知	農業委員会が通知			

- 注）
- 「地域内における所有者不明農地」欄には、所有者不明農地の状況（支障区分、具体的な状況）別に、農地の所在及び面積を記載して下さい。
 - 「所有者不明農地の状況」欄には、数次相続、遊休農地化、土地改良事業の実施予定等、所有者不明農地の解消に向けた支障区分（課題）とその具体的な内容を記載して下さい。
 - 「最終目標」欄には所有者特定、相続登記、農地バンク事業による利用権設定への同意、所有者不明農地制度の活用など、解消目標と時期を記載して下さい。
 - 「解消に向けた取組の内容」欄には、所有者不明農地の解消に至るまでの取組別実施時期、内容、農業会議や関係機関等による支援について具体的に記載し、定期的に記載内容を更新して下さい。
 - 「実施状況・課題」欄には、農業会議と協議の上、進捗状況及び取組開始後に生じた課題等の内容を記載し、定期的に記載内容を更新して下さい。

目標地図 太田地区

別添 2



目標地図 取組農地

大田



太田



凡例

オレンジ：認定農業者
赤：その他の担い手

緑：集落営農組織
青：今後検討

黒枠：所有者不明農地

所有者不明農地の解消の取組事例（支援地域）

奥州市・母体

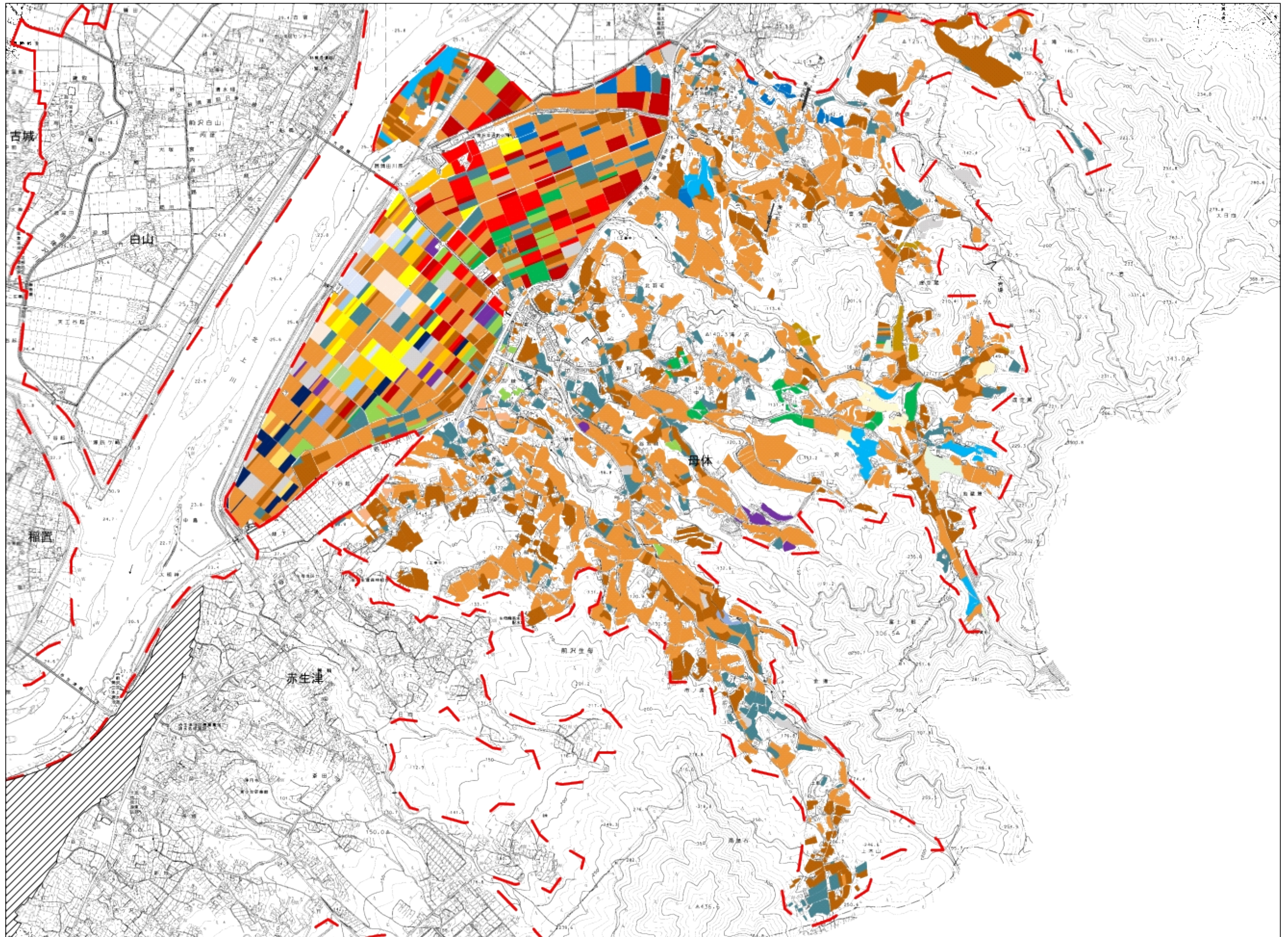
<p>【当該地域の所有者不明農地の概要】</p> <p>農地所有者の死亡後、法定相続人が不明のため、権利設定されずに耕作されている農地について、農地バンクによる所有者不明農地借入事業を活用し、新たに利用権設定しようとするもの。</p> <p>権利関係が不明確であり、遊休農地となる恐れがある。</p> <p>所有者が令和5年10月に死亡して以来、所有者不明農地となっているが、当該農地についての耕作は現在も確認できる。未契約状態での耕作であり、早急に解消する必要があるため、機構への権利設定に取り組むこととなった。</p>		
当該農地の概要	所有者が死亡し、全ての相続人が相続放棄	
筆数や面積	2筆、0.1ha	
<p>【簡潔な取組実績スケジュール】</p> <p>詳細は別添1参照</p>	探索	2か月
	公示	未実施
	促進計画認可手続	未実施
<p>【支援地域の地図・航空写真等を掲載】</p> <p>別添2参照</p>		

<p>【農業委員会の取組内容、農業会議の支援内容】</p>	
農業委員会の取組内容	探索
農業会議の支援内容	所有者不明農地制度に関する助言、関係者打合せ、ロードマップの進捗確認
解消の結果	令和8年3月時点で、探索を行っている最中であり、まだ解消には至っていない。
解消のポイント	農業委員会による借入希望者との調整
解消に当たった課題・支障となった点	現在の耕作者の確認
農業委員会の声	所有者不明農地に係る案件は近年で増加している傾向にあり、今後さらに増えていくことが予想できる。 1件ごとに探索から実施していくことから、業務の負担は現在でもかなり大きい。そのため今回の事業で、貸借を開始できるまでの業務負担が軽減できればと考えている。

番号	地域内における所有者不明農地		所有者不明農地の状況（農地の集積・集約化への支障）		最終目標	
	所在	面積 (ha)	状況（支障区分）	具体的な状況		
1	奥州市前沢生母	0.1	未契約による耕作（耕作者不明）のため遊休農地化の恐れ	当該農地については、現在は耕作が確認できることから直近の遊休農地化の恐れはないと思われるが、未契約状態となっているため、早急に解消する必要がある。	耕作者（要特定）に所有者不明農地制度により、利用権を設定	
支障状況区分	解消に向けた取組の内容					備考
	実施時期	農業委員会の取組		農業会議の支援・取組	その他関係機関の連携・協力	
所有者・相続人探索	3/13	登記事項証明書を受領	登記名義人の氏名・住所、所有権以外の権利が無いことを確認			終了
	11/28 ~ 1/16	登記名義人（被相続人）に係る戸籍の公用請求	登記名義人の死亡、相続人の有無を確認	随時相談対応及び進捗状況確認		終了
	1/17 ~ 3/31	戸籍の内容確認	農業委員会が情報整理	随時相談対応及び進捗状況確認		未了
	4/上旬	現在の耕作者の確認	聞き取り等	随時相談対応及び進捗状況確認	必要に応じ司法書士との連絡調整	未了（耕作シーズンに入り次第実施）
農地利用の同意取付	5/1	所有者不明である旨の公示	農業委員会による公示手続き	随時相談対応及び進捗状況確認		予定
	7/10	申出が無かった旨を機構に通知	農業委員会が通知	農業公社との事前調整		予定

- 注) 1. 「地域内における所有者不明農地」欄には、所有者不明農地の状況（支障区分、具体的な状況）別に、農地の所在及び面積を記載して下さい。
2. 「所有者不明農地の状況」欄には、数次相続、遊休農地化、土地改良事業の実施予定等、所有者不明農地の解消に向けた支障区分（課題）とその具体的な内容を記載して下さい。
3. 「最終目標」欄には、所有者特定、相続登記、農地バンク事業による利用権設定への同意、所有者不明農地制度の活用など、解消目標と時期を記載して下さい。
4. 「解消に向けた取組の内容」欄には、所有者不明農地の解消に至るまでの取組別に実施時期、内容、農業会議や関係機関等による支援について具体的に記載し、定期的に記載内容を更新して下さい。
5. 「実施状況・課題」欄には、農業会議と協議の上、進捗状況及び取組開始後に生じた課題等の内容を記載し、定期的に記載内容を更新して下さい。

4



凡例:耕作予定者

- 担い手A
- 担い手B
- 担い手C
- 担い手D
- 担い手E
- 担い手F
- 担い手G
- 担い手H
- 担い手I
- 担い手J
- 担い手K
- 担い手L
- 担い手M
- 担い手N
- 担い手O
- 担い手P
- 担い手Q
- 担い手R
- 担い手S
- 担い手T
- その他の担い手
- 利用者
- その他
- 今後検討

--- 目標地図エリア

▨ ほ場整備中

目標地図 取組農地(母体地区)

黒枠: 奥州市前沢生母



所有者不明農地の解消の取組事例（支援助地域）

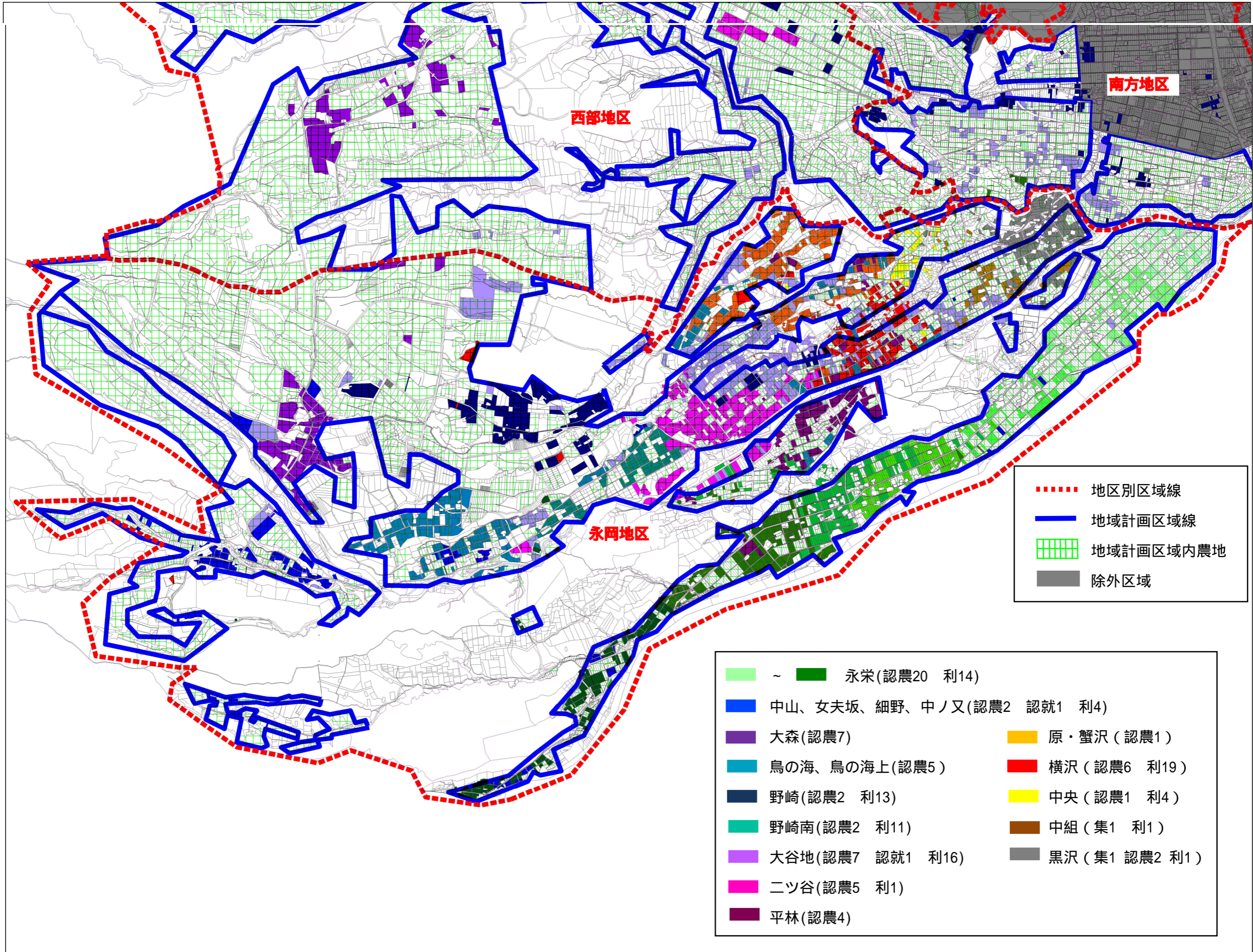
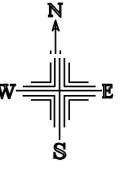
金ヶ崎町・永岡

<p>【当該地域の所有者不明農地の概要】</p> <p>農地所有者の死亡と相続放棄に伴い、農地法第3条による賃貸借の合意解約ができず、耕作者の変更ができない農地について、現在の耕作者との賃貸借を解約し、農地バンクによる所有者不明農地借入事業を活用し、新たな耕作者へ利用権設定しようとするもの。</p> <p>借受人A氏（70代）は、平成11年から農地法第3条による賃貸借にて、B氏（90代）が所有する田（7,944㎡）を借りて稲作をしてきたが、令和7年5月にB氏が死亡。A氏は、高齢により規模縮小するため令和7年度で3条賃貸借を解約し、新たに地元のC氏（60代）が借り受ける予定であったが、全ての相続人が相続放棄したため、合意解約ができない状況である。そして解約ができ次第、農地法による機構への権利設定に取り組むこととなった。</p>		
当該農地の概要	所有者が死亡し、全ての相続人が相続放棄	
筆数や面積	7筆、0.8ha	
<p>【簡潔な取組実績スケジュール】</p> <p>詳細は別添1参照</p>	探索	1か月
	公示	未実施
	促進計画認可手続	未実施
<p>【支援助地域の地図・航空写真等を掲載】</p> <p>別添2参照</p>		

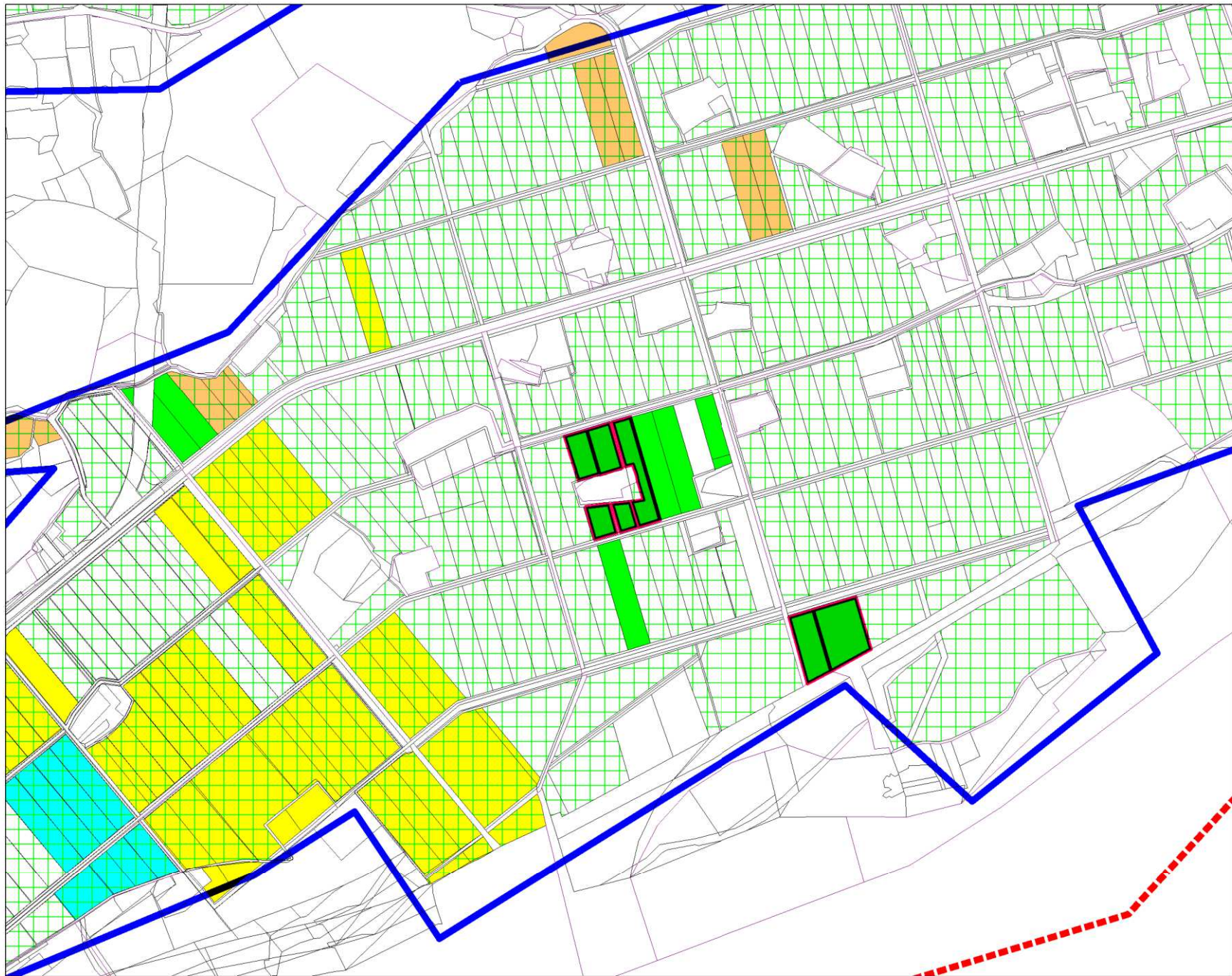
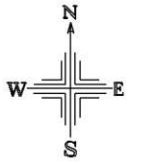
<p>【農業委員会の取組内容、農業会議の支援内容】</p>	
農業委員会の取組内容	探索、相続関係図・相続放棄申述の確認
農業会議の支援内容	所有者不明農地制度に関する助言、関係者打合せ、農地法18条手続助言、弁護士への法的事項確認、ロードマップの進捗確認
解消の結果	令和8年3月時点で、探索継続中であるが、次年度に農地法3条による賃貸借の解除手続きも見込んでおり、まだ解消には至っていない。
解消に当たってのポイント	農業委員会による借入希望者との調整
解消に当たっての課題・支障となった点	農地法3条による賃貸借の解除
農業委員会の声	相続放棄の案件が増えてきており、所有者不明農地の解消が難しくなっている。今回の事例を参考に今後の業務に役立てていきたい。

番号	地域内における所有者不明農地		所有者不明農地の状況（農地の集積・集約化への支障）		最終目標	
	所在	面積 (ha)	状況（支障区分）	具体的な状況		
1	金ヶ崎町永栄	0.8	所有者死亡・相続放棄 農地法3条解約 遊休農地化防止	借受人A氏（70代）は、平成11年から農地法第3条による賃貸借にて、B氏（90代）が所有する田（7,944㎡）を借りて稲作をしてきたが、令和7年5月にB氏が死亡。A氏は、高齢により規模縮小するため令和7年度で3条賃貸借を解約し、新たに地元のC氏（60代）が借り受ける予定であったが、全ての相続人が相続放棄したため、合意解約ができない状況である。	令和9年3月までに、相談者（耕作希望者）に所有者不明農地制度により、利用権を設定	
支障状況区分	解消に向けた取組の内容					備考
	実施時期	農業委員会の取組		農業会議の支援・取組	その他関係機関の連携・協力	
		取組内容	手法			
所有者・相続人探索	12/23	登記事項証明書の交付を請求	登記名義人等の氏名・住所を確認			全筆終了（12月8日）
	12/25	不確知所有者関連情報の収集	現在の占有者、農地台帳による情報、所有者で知れたものから聴取			
	2/10	本籍地記載の住民票か除票の写しを請求	住民基本台帳整備市町村から情報を求める	随時相談対応及び進捗状況確認		
	3/10	登記名義人等の戸籍謄本又は除籍謄本を交付請求	本籍地や転籍地が判明した場合に実施			
	3月中	配偶者と子の戸籍謄本または除籍謄本を請求	登記名義人等の死亡が判明した場合に実施			
	3月中	相続人の戸籍の附票の写しの交付を請求	相続人の住所を確認			
	3月中	相続相関図の作成	司法書士と相談して農業委員会が作成			
	3月中	判明した所有者に書面を送付	送付後2週間返信がない場合には、不明者として扱う			
4月以降	家庭裁判所へ相続放棄の申述の有無を照会	全員が相続放棄をしている場合は探索終了	随時相談対応及び進捗状況確認			
農地利用の同意取付	4月以降	3条解約の手続き	所有者不明の場合の解約方法として公示送達可能か確認	農地法18条手続助言	司法書士との連絡調整	
	4月以降	所有者不明である旨の公示	農業委員会による公示手続き	随時相談対応及び進捗状況確認		
	4月以降	申出が無かった旨を機構に通知	農業委員会が通知	農業公社との事前調整		

- 注) 1. 「地域内における所有者不明農地」欄には、所有者不明農地の状況（支障区分、具体的な状況）別に、農地の所在及び面積を記載して下さい。
2. 「所有者不明農地の状況」欄には、数次相続、遊休農地化、土地改良事業の実施予定等、所有者不明農地の解消に向けた支障区分（課題）とその具体的な内容を記載して下さい。
3. 「最終目標」欄には、所有者特定、相続登記、農地バンク事業による利用権設定への同意、所有者不明農地制度の活用など、解消目標と時期を記載して下さい。
4. 「解消に向けた取組の内容」欄には、所有者不明農地の解消に至るまでの取組別の実施時期、内容、農業会議や関係機関等による支援について具体的に記載し、定期的に記載内容を更新して下さい。
5. 「実施状況・課題」欄には、農業会議と協議の上、進捗状況及び取組開始後に生じた課題等の内容を記載し、定期的に記載内容を更新して下さい。



S=1:5000



-  所有者不明農地
-  認定農業者
-  認定農業者
-  認定農業者
-  認定農業者

支援地域以外の取組事例

案件の概要

借受人F氏（60代）は、以前よりT氏が所有する田（5,747㎡）を借りて耕作してきたが、令和3年3月にT氏が死亡。引き続き耕作をする意向であったが、法定相続人が不確知であることから、機構への権利設定に取り組むこととなった。

別添1

所有者不明農地の解消プロセス（ロードマップ）

農業委員会名：盛岡市農業委員会

支援地域名：太田地区

番号	地域内における所有者不明農地		所有者不明農地の状況（農地の集積・集約化への支障）		最終目標	
	所在	面積(ha)	状況（支障区分）	具体的な状況		
1	盛岡市猪去	0.6		当該農地については、耕作者がおり直近の遊休農地化の恐れは無いものの未契約状態になっていることから、早急に解消する必要がある。	令和7年度中に、相談者（耕作希望者）に所有者不明農地制度により、利用権を設定。	
支障区分	解消に向けた取組の内容					備考
	実施時期	農業委員会の取組		農業会議の支援・取組	その他関係機関の連携・協力	
所有者・相続人探索		取組内容	手法			
	2024/10/29	本籍地記載の住民票・除票の写しを請求	担当課から情報を求める			終了
	11/13	登記事項証明書の交付を要求	登記名義人等の氏名・住所を確認			終了
農地利用の同意取付	1/30	所有者不明である旨の公示	農業委員会による公示手続き			終了
	5/9	申出が無かった旨を機構に通知	農業委員会が通知			終了

案件の概要

借受けをする法人Aは、以前よりB氏が所有する農地（21,807㎡）を借りて耕作してきたが、令和3年にB氏が死亡。引き続き耕作する意向であったが、法定相続人から相続放棄したので財産に関与しない旨の申し入れがあったため、権利設定が行えていなかった。その後、農業委員会が家庭裁判所に相続放棄の申述の有無を照会したところ、相続放棄はされておらず、法定相続人が相続放棄の意味を誤解していたことが判明し、説明したところ貸付に同意したため、促進計画により利用権設定を行うこととなった。

別添1

所有者不明農地の解消プロセス（ロードマップ）

農業委員会名：盛岡市農業委員会

支援地域名：巻堀地区

番号	地域内における所有者不明農地		所有者不明農地の状況（農地の集積・集約化への支障）		最終目標	
	所在	面積 (ha)	状況（支障区分）	具体的な状況		
1	盛岡市松内	2.2		当該農地については、耕作者がおり直近の遊休農地化の恐れは無いものの未契約状態になっていることから、早急に解消する必要がある。	令和7年度中に、相談者（耕作希望者）に所有者不明農地制度により、利用権を設定。	
支障状況区分	解消に向けた取組の内容					備考
	実施時期	農業委員会の取組		農業会議の支援・取組	その他関係機関の連携・協力	
所有者・相続人探索	3/5	登記事項証明書の交付を要求	登記名義人等の氏名・住所を確認			終了
	5/8	本籍地記載の戸籍謄本の写しを請求	担当課から情報を求める			終了
	6/26	居住地の住民票の写しを請求	居住地市町村から情報を求める			終了
	6/26	家庭裁判所へ相続放棄の申述の有無を照会	判明している法定相続人の相続放棄申述の有無を確認			終了
	8/29	判明した法定相続人あて書面を送付				終了
	1/28	過半を超える貸付同意に基づく促進計画作成			市農政部局（産業振興課）による。	終了
農地利用の同意取付						

案件の概要

借受人A氏(50代)は、以前より、B氏(70代)が所有する田(計5,419㎡)を借りて耕作をしてきたが、令和6年1月にB氏が死亡。B氏に配偶者や子はおらず、両親は死亡、姉2名は相続放棄をしており、相続人が不存在である。A氏は引き続き当該農地を借りたい意向であることから、農地法による農地中間管理機構への権利設定に取り組むことになったもの。

別添1

所有者不明農地の解消プロセス(ロードマップ)

農業委員会名: 一関市農業委員会

支援地域名: 富沢地区

番号	地域内における所有者不明農地		所有者不明農地の状況(農地の集積・集約化への支障)		最終目標	
	所在	面積(ha)	状況(支障区分)	具体的な状況		
1	一関市弥栄	0.5	遊休農地化	早期に権利設定がされないと当該農地が遊休化してしまう	令和8年3月までに、相談者(耕作希望者)に所有者不明農地制度により、利用権を設定	
支障状況区分	解消に向けた取組の内容					備考
	実施時期	農業委員会の取組		農業会議の支援・取組	その他関係機関の連携・協力	
		取組内容	手法			
所有者・相続人探索	2024/12/13	登記事項証明書を受領	登記名義人の氏名・住所、所有権以外の権利が無いことを確認した			終了
	1/20	登記名義人(被相続人)にかかる戸籍書類を受領	登記名義人の死亡、配偶者及び子の不存在及び相続人の存在を確認した			終了
	4/7	相続人(登記名義人の姉2名)にかかる戸籍書類を受領	相続人の出生から現在に至るまでの動きを確認した			終了
	6/6~6/10	相続人(登記名義人の姉2名)にかかる戸籍書類を受領	4月受領書類で確認できなかった相続人の動きを確認した			終了
	6/8	水利費(土地改良区賦課金)の調査書類を受領	今年度(令和7年度)分までの水利費の滞納が無いことを確認した			終了
	7/1	相続放棄の申述の有無の調査結果を受領	相続人である登記名義人の姉2名が相続放棄をしていることを確認した。このことから相続人の探索を終了した			終了
農地利用の同意取付	6/26~8/25	所有者不明である旨の公示	農業委員会による公示手続きをしたが、所有者等から所有権に関する申し出は無かった			終了
	9/3	申出が無かった旨を農地中間管理機構(岩手県農業公社)に通知	農業委員会が通知			終了

借受法人Cは、以前より、D氏(60代)が所有する田(18,800㎡)を借りて耕作をしてきたが、令和6年1月にD氏が死亡。D氏に配偶者や子はおらず、両親及び兄は死亡しており相続人が不存在である。Cは引き続き当該農地を借りたい意向であることから、農地法による農地中間管理機構への権利設定に取り組むことになったもの。

別添1 所有者不明農地の解消プロセス(ロードマップ)

農業委員会名: 一関市農業委員会 支援地域名: 夏川地区

番号	地域内における所有者不明農地		所有者不明農地の状況(農地の集積・集約化への支障)		最終目標	
	所在	面積(ha)	状況(支障区分)	具体的な状況		
1	一関市花泉町永井	1.9	遊休農地化	早期に権利設定がされないと当該農地が遊休化してしまう	令和8年3月までに、相談者(耕作希望者)に所有者不明農地制度により、利用権を設定	
支障状況区分	解消に向けた取組の内容					備考
	実施時期	農業委員会の取組		農業会議の支援・取組	その他関係機関の連携・協力	
	取組内容	手法				
所有者・相続人探索	2024/12/13	登記事項証明書を受領	登記名義人の氏名・住所、所有権以外の権利が無いことを確認した		終了	
	1/20	登記名義人(被相続人)にかかる戸籍書類を受領	登記名義人の死亡、配偶者及び子の不存在及び相続人の死亡を確認し、相続人の探索を終了した		終了	
	8/28	水利費(土地改良区賦課金)の調査書類を受領	昨年度(令和6年度)分までは滞納が無いこと、今年度(令和7年度)分は、権利設定後に耕作予定者が支払うことを了承済みであることを確認した		終了	
農地利用の同意取付	6/26~8/25	所有者不明である旨の公示	農業委員会による公示手続きをしたが、所有者等から所有権に関する申し出は無かった		終了	
	9/3	申出が無かった旨を農地中間管理機構(岩手県農業公社)に通知	農業委員会が通知		終了	

借受法人Aは、以前より、B氏が所有する田（3,845㎡）を農地中間管理機構賃貸借による権利設定（令和6年12月25日までの10年間）を受け耕作をしてきたが、平成30年5月7日にB氏が死亡。相続人の許可を得て耕作を継続する意向であったが、全ての相続人が相続放棄したため、農地法による機構への権利設定に取り組むこととなった。

別添 1 所有者不明農地の解消プロセス（ロードマップ）

農業委員会名：陸前高田市農業委員会 支援地域名：小友地区

番号	地域内における所有者不明農地		所有者不明農地の状況（農地の集積・集約化への支障）		最終目標	
	所在	面積 (ha)	状況（支障区分）	具体的な状況		
1	陸前高田市小友町	0.4	遊休農地化	当該農地については、遊休農地化する恐れがあり、早急に解消する必要がある。	令和8年1月までに、相談者（耕作希望者）に所有者不明農地制度により、利用権を設定	
支障状況区分	解消に向けた取組の内容					備考
	実施時期	農業委員会の取組		農業会議の支援・取組	その他関係機関の連携・協力	
所有者・相続人探索		取組内容	手法			
	4/25	所在不確知農地の裁定申請に向けた関係者打合せ	岩手県農業公社との打合せを実施		岩手県農業公社 市農林課職員	終了
	5/19	登記事項証明書の交付を請求	登記名義人等の氏名・住所を確認			終了
	5/20	不確知所有者関連情報の収集	現在の占有者、農地台帳による情報収集			終了
	5/21	本籍地記載の住民票か除票の写しを請求	住民基本台帳整備市町村から情報を求める			終了
	5/21	登記名義人等の戸籍謄本又は除籍謄本を交付請求	本籍地や転籍地が判明した場合に実施			終了
	5/21	配偶者と子の戸籍謄本または除籍謄本を請求	登記名義人等の死亡が判明した場合に実施			終了
	5/22	相続人の戸籍の附票の写しの交付を請求	相続人の住所を確認			終了
	5/23	土地改良区賦課金の滞納額調査	土地改良区に賦課金滞納額の有無を確認			終了
5/26	共有者不明農地等に係る農用地利用集積等促進計画への同意、相続放棄の有無の確認	相続人へ農用地利用集積等促進計画への同意について照会文書送付	相続人へ農用地利用集積等促進計画への同意について照会文書送付		終了	
農地利用の同意取付	6/10~8/10	所有者不明である旨の公示	農業委員会による公示手続き			終了
	8/20	申出が無かった旨を機構に通知	農業委員会が通知			終了

案件の概要 当該地域在住のT氏が令和6年1月に死亡し、所有農地を耕作する人がおらず、相続人全員が相続放棄したため、農地法による機構への権利設定に取り組むこととなった。土地改良区賦課金の滞納がある農地であり、その解消に向けて取り組んでいる。

別添 1 所有者不明農地の解消プロセス（ロードマップ）

農業委員会名：雫石町農業委員会 支援地域名：長山地区

番号	地域内における所有者不明農地		所有者不明農地の状況（農地の集積・集約化への支障）		最終目標		
	所在	面積 (ha)	状況（支障区分）	具体的な状況			
1	雫石町長山	1.2	耕作放棄	当該農地については、耕作放棄されている状況であり、早急に解消する必要がある。	令和9年3月までに、相談者（耕作希望者）に所有者不明農地制度により、利用権を設定		
支障状況区分	解消に向けた取組の内容					備考	
	実施時期	農業委員会の取組		農業会議の支援・取組	その他関係機関の連携・協力		実施状況・課題 (実施月日：〇月〇日)
所有者・相続人探索等	2024.8.19	相続放棄の申述の有無を確認	相続放棄人より申述受理証明書の写しを受理			終了	2024
	5/12	登記事項証明書の交付を請求	登記名義人等の氏名・住所を確認			全筆終了	2025
	5/12	本籍地記載の除票の写し、除籍謄本及び附票、改正原戸籍及び附票を交付請求	住民基本台帳に記載されている雫石町から情報を求める			終了	
	5/12	相続人の確認	R6年中に受理した証明書に記載されている相続放棄人と戸籍に記載されている人の照合			終了	
	7/29	農地に係る債務の確認	地方税、賦課金について、雫石町、土地改良区より確認			終了	
農地利用の同意取付	5/16~7/15	所有者不明である旨の公示	農業委員会による公示手続き			終了	2025
	1/5~4月	土地改良区賦課金滞納問題の解決	随時相談対応及び進捗状況確認				2026
	5/1	申出が無かった旨を機構に通知	農業委員会が通知			予定	2026

案件の概要 借受人A氏（40代）は、以前よりB氏（60代）が所有する田（378㎡）、畑（10,168㎡）を借りて粗飼料生産を行ってきたが、令和2年12月にB氏が死亡、相続人の許可を得て粗飼料生産を継続する意向であったが、全ての相続人が相続放棄したため、所有者不明農地対策事業に取り組むこととなった。

別添1 所有者不明農地の解消プロセス（ロードマップ）

農業委員会名： 葛巻町農業委員会 支援地域名： 江刈B

番号	地域内における所有者不明農地		所有者不明農地の状況（農地の集積・集約化への支障）		最終目標	
	所在	面積 (ha)	状況（支障区分）	具体的な状況		
1	葛巻町江刈	1.1	現契約がR7.11.30までとなっている。	現在、耕作中ではあるが、貸借料は供託。今年度中には契約更新したい。	令和8年度中に、所有者不明農地制度により、引き続き利用権を設定。	
支障状況区分	解消に向けた取組の内容					備考
	実施時期	農業委員会の取組		農業会議の支援・取組	その他関係機関の連携・協力	
		取組内容	手法			
所有者・相続人探索	11/4	登記事項証明書交付申請	登記名義人等の氏名・住所を確認			終了
	2/21	不確知所有者関連情報の収集	現在の耕作者等から聴取			終了
	4/23	登記名義人の戸籍謄本、または除籍謄本を交付請求	配偶者と子の存否を確認			終了
	5/20	配偶者と子の戸籍謄本または除籍謄本を請求	配偶者と子の戸籍簿等を確認			終了
	5/20	相続人の戸籍の附票の写しの交付を請求	相続人の住所を確認			終了
	5/20	家庭裁判所へ相続放棄の申述の有無を照会	全員が相続放棄をしている場合は探索終了			終了
農地利用の同意取付	5/30~7/29	所有者不明である旨の公示	農業委員会による公示手続き			終了
	8/29	申出がなかった旨を機構に通知	農業委員会が通知			終了
				21		

參考資料

共有農地・所有者不明農地の貸借について

(以下のフローは概要であり、詳細な内容は省略しているの、必ず出典で内容を確認してください。)

ケース1 ・全員の同意が得られる場合、以下のいずれかの方法による

- ① ケース2と同じ
- ② 農地法3条による貸借

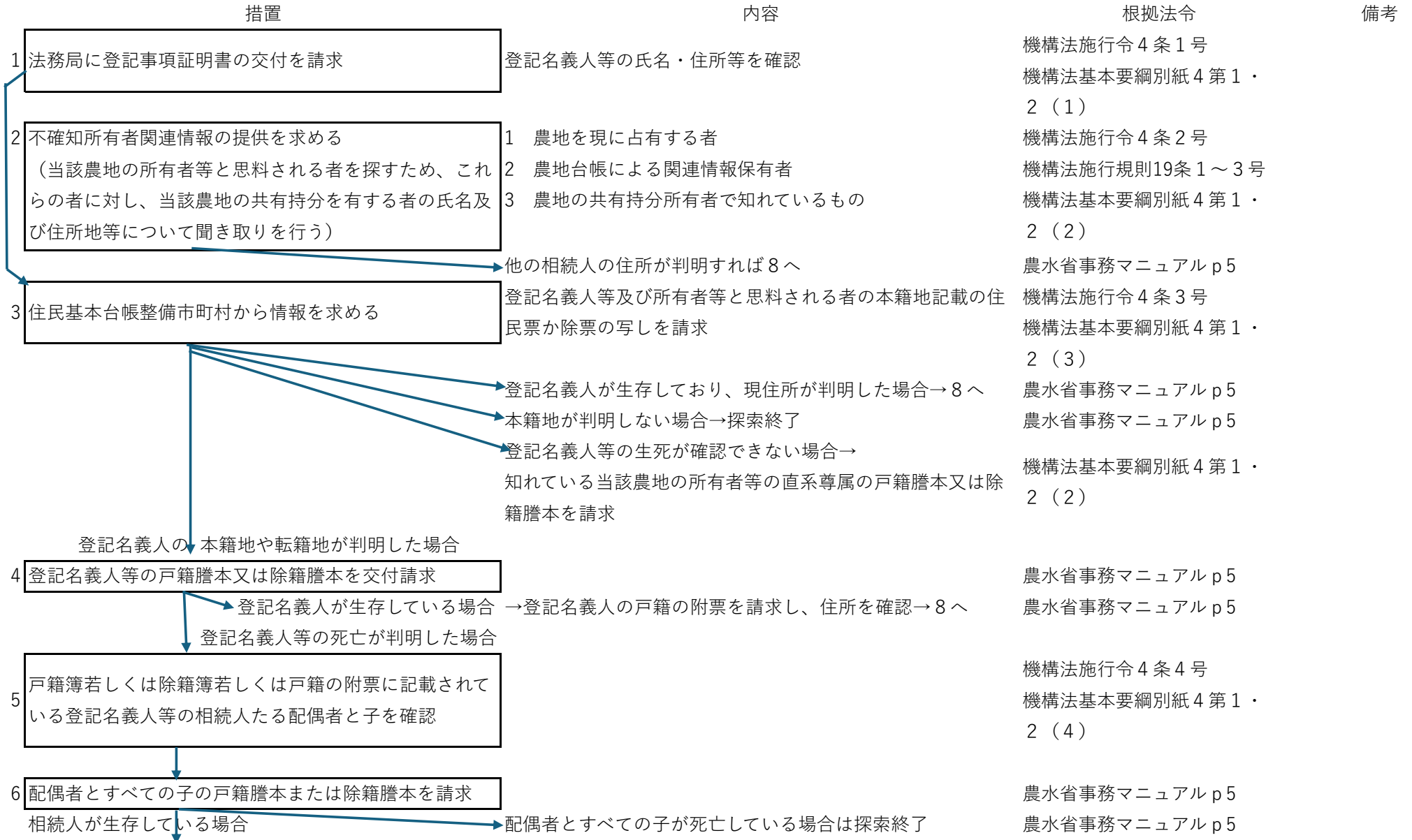
ケース2 ・1/2を超える共有持分を有する者の同意が得られる場合 (根拠法)

機構法に基づく促進計画による 機構法18条5項4号

ケース3 ・1/2以上の共有持分を有する者を確知できない場合
(共有者の1人が管理をしている場合等)



不確知共有者の探索（機構法）



7 本籍地の市町村に相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しの交付を請求することにより、これらの者の住所の確認

機構法基本要綱別紙4第1・2
(4)

附票は本籍地の市町村に郵送請求

8 判明した共有持分を有する者と思料される者に対して、農地の所有者を特定するとともに、促進計画への同意を取るための書面を送付又は訪問

簡易書留による書面の送付
書面の送付後、2週間経過しても不確知共有者から返信がない場合には、当該不確知共有者を不明者として扱う

機構法施行令4条5号
機構法施行規則21条
機構法基本要綱別紙4第1・2
(6) (7)

基本要綱別紙4様式第2号

戻ってこないことが確認できる

返信があった場合

→促進計画に同意で、合計で1/2を超える持分になった場合は通常の促進計画へ

→促進計画に同意だが、合計で1/2を超える持分を有する者が確知できない場合はケース3番号4へ

→促進計画に同意せず、自ら耕作する場合は、翌年の利用状況調査でそれを確認

→促進計画に同意せず、自ら利用もしない場合は、ケース4番号4の農地法による公示へ(探索不要)

機構法基本要綱別紙4第2・3
(1)

機構法基本要綱別紙4第2・3
(2)

返信がない場合

→探索終了、ケース3番号4へ

ケース 4

- ・共有持分を有する者が誰もわからない場合
- ・共有持分を有する者全員が相続放棄した場合
- ・共有持分を有する者の中に反対者がいる場合



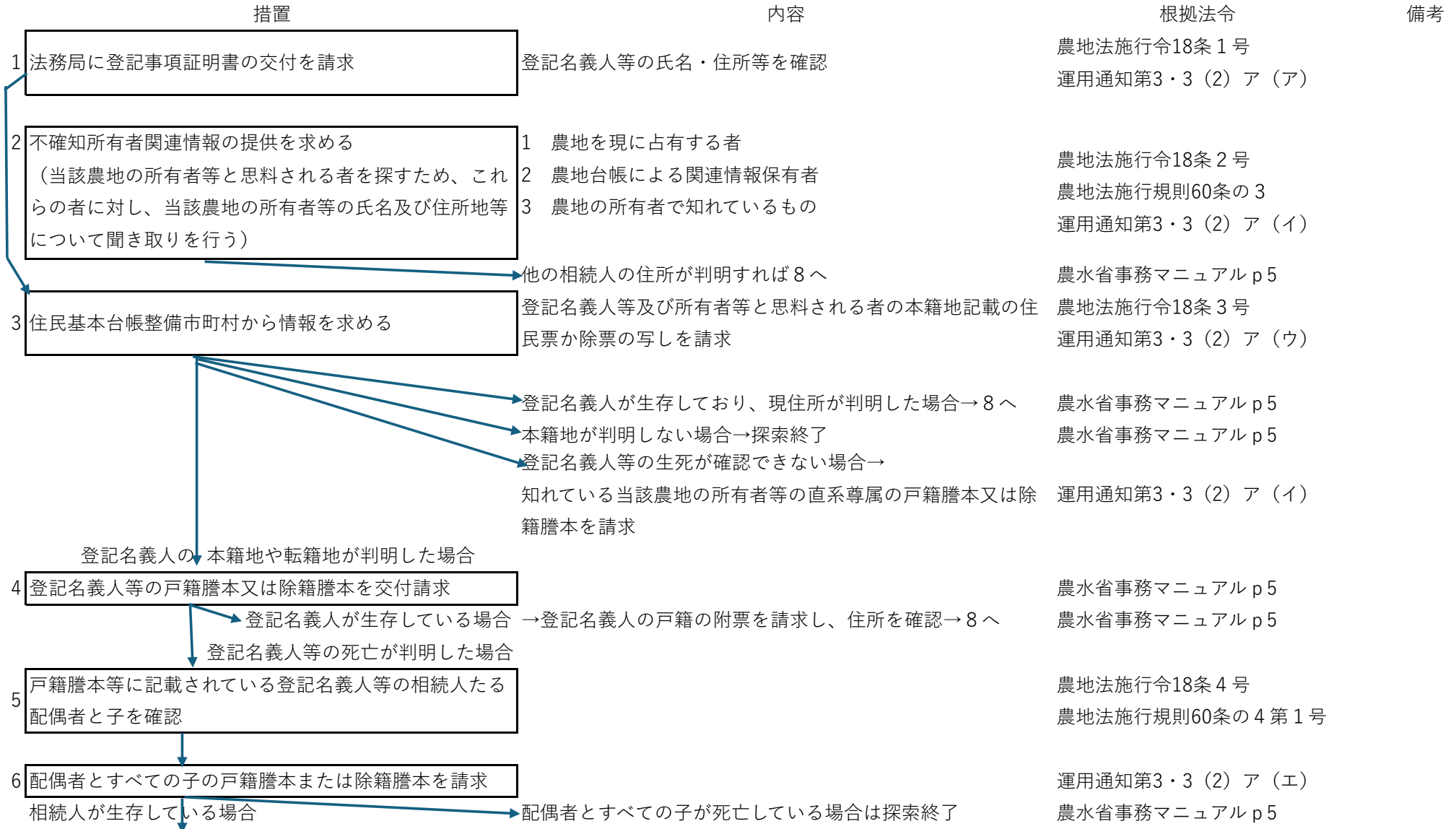
【参考】賃貸借の合意解約について

(行為)	(必要な同意)	(根拠法)
変更行為	共有者全員	民法第251条
管理行為	持分価格の過半数	民法第252条第1項

・昭和39年2月25日最高裁第3小法廷判決は、「共有物を目的とする貸借契約の解除」について、「管理行為」であるとの判断を下しています。

したがって、その解釈は確定しており、共有持分の過半数の合意があれば、農地法第18条第6項の規定に基づく農地の合意解約は可能。
(全国農業26所顧問弁護士の見解)

不確知所有者の探索（農地法）



7 本籍地の市町村に相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しの交付を請求することにより、これらの者の住所の確認

農地法施行令18条4号 附票は本籍地の市
農地法施行規則60条の4第2号 町村に郵送請求
運用通知第3・3(2)ア(エ)

8 判明した所有者と思料される者に対して、農地の所有者を特定するための書面を送付又は訪問

簡易書留による書面の送付
書面の送付後、2週間経過しても不確知所有者等から返信がない場合には、当該不確知所有者等を不明者として扱う

農地法施行令18条5号
農地法施行規則60条の5
運用通知第3・3(2)ア
(カ)・(キ)

国の事務処理要領の**様式例第13号の2**(p242~243)戻って来ていないことが確認される

返信があった場合 →1/2を超える持分を有する者が確知できた場合は農地法32条による利用意向調査
→1/2を超える持分を有する者が確知できない場合はケース4番号4へ
又は、別紙「不確知共有者の探索(機構法)」番号8へ
返信がない場合 →探索終了、ケース4番号4へ

農地法32条5項
様式例第13号の2本文
農地法32条3項

※ 相続放棄をしているという情報を得たときは、家庭裁判所へ相続放棄・限定承認の申述の有無について照会

配偶者とすべての子が相続放棄をしている場合は探索終了、ケース4番号4へ

(注) 県による裁定により設定された利用権の残存期間が一年以下であるものは、裁定以降に供託した補償金の還付が行われていないなど、所有者等に関する新たな事実が判明しなかった場合には、次の調査を実施せずに「過失がなくし」以下でその農地の所有者等を確知することができない」として扱うこととする。

相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会申請書

受付印		令和 年 月 日
		盛岡家庭裁判所 支部 宛
		住所 〒 〇〇市 〇〇〇〇
		照会者 〇〇市長 〇〇〇〇
添付郵券額 円		電話 ()
		担当者 〇〇市農業委員会〇〇〇〇 内線
添付書類	1 被相続人の住民票除票のコピー(本籍地が表示されているもの) 1 通 2 照会者の資格証明書類のコピー (戸籍謄本・住民票・商業登記簿謄本・資格証明書) 通 3 法定相続情報一覧図写し(被相続人の本籍の記載のあるもの)(コピー) 通 4 相続関係図 1 通 5 利害関係の存在を証する書面のコピー () 通 6 委任状 通 7 郵便切手貼付済み返信用封筒 1 通 8 その他() 通	
被相続人の表示	別紙目録記載のとおり	
照会対象者の表示	別紙目録記載のとおり	
照会の趣旨	上記被相続人の相続に関し別紙目録記載の相続人から、 <input checked="" type="checkbox"/> 同被相続人の死亡日 (昭和・平成・令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日) <input type="checkbox"/> 先順位者の放棄が受理された日 から3か月間に、貴庁に対し、相続放棄又は限定承認の申述がなされているか否かについて事件簿又は索引簿にて調査し回答してください。	
照会を求め る理由	<input type="checkbox"/> 不動産競売手続に必要なため <input type="checkbox"/> 訴訟を提起するため <input type="checkbox"/> 承継執行文を付与するのに必要なため <input type="checkbox"/> その他の裁判所に提出するため () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (相続未登記農地の貸借を進めるにあたり、法定相続人が相続放棄をしているかどうか確認する必要があるため 農地法32条3項関係)	

※ 1 太枠内につきご記入ください。
 2 別紙の被相続人等目録の被相続人欄及び氏名欄は戸籍等をご確認の上で正確に記入してください(調査はご記入いただいた29氏名に基づいて行われます。)

被相続人等目録

被 相 続 人	本 籍	岩手県〇〇市〇〇町〇丁目〇番 <small>※ 籍記載のとおり記入してください。</small>			※ 戸
	最後の 住 所	岩手県□□市××区〇〇町△丁目〇番 <small>※ 住民票（戸籍の附票）記載のとおり記入してください。</small>			
	ふりがな 氏 名	この 甲 野 太郎	死亡日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和 〇〇年〇〇月〇〇日	
照会対象者の氏名		申述の有無	有りの場合の事件番号等		
1	甲 野 一 郎	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 見当たらない	平成・令和 年(家)第 号 相続放棄・限定承認 平成・令和 年 月 日受理		
2	甲 野 花 子	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 見当たらない	平成・令和 年(家)第 号 相続放棄・限定承認 平成・令和 年 月 日受理		
3		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 見当たらない	平成・令和 年(家)第 号 相続放棄・限定承認 平成・令和 年 月 日受理		
4		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 見当たらない	平成・令和 年(家)第 号 相続放棄・限定承認 平成・令和 年 月 日受理		
5		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 見当たらない	平成・令和 年(家)第 号 相続放棄・限定承認 平成・令和 年 月 日受理		
6		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 見当たらない	平成・令和 年(家)第 号 相続放棄・限定承認 平成・令和 年 月 日受理		
7		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 見当たらない	平成・令和 年(家)第 号 相続放棄・限定承認 平成・令和 年 月 日受理		
8		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 見当たらない	平成・令和 年(家)第 号 相続放棄・限定承認 平成・令和 年 月 日受理		
9		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 見当たらない	平成・令和 年(家)第 号 相続放棄・限定承認 平成・令和 年 月 日受理		
10		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 見当たらない	平成・令和 年(家)第 号 相続放棄・限定承認 平成・令和 年 月 日受理		

(参考)

1 盛岡地方裁判所のホームページでは、相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会申請書様式を見つけることができなかつたので、仙台地方裁判所で示している書式の URL を下記に照会します。エクセルの様式もあります。

https://www.courts.go.jp/sendai/saiban/sonota_syosiki/index.html

2 照会先は対象農地所在地の管轄ではなく、被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所となります。

(例：最後の住所地が東京 23 区内であれば東京家庭裁判所)